

インターネットバンキングにおいて 不正取引と判断した場合の取扱いについて

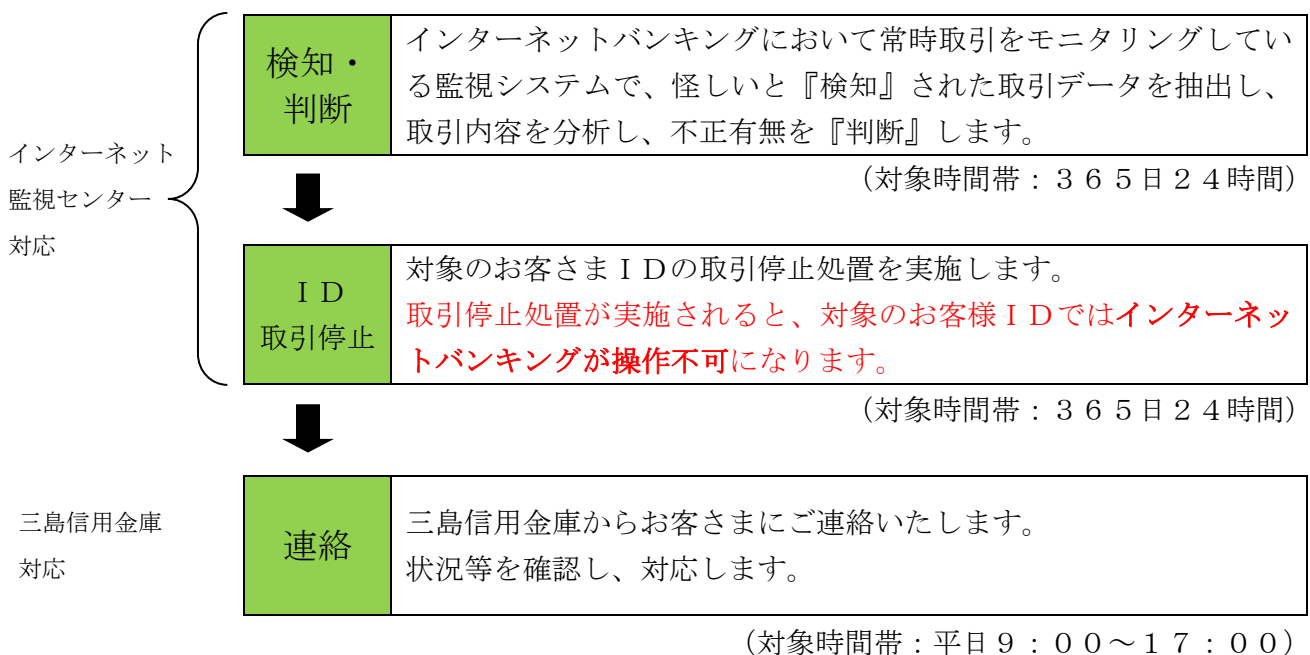
現在、即時振込が可能な平日の日中時間帯を対象に、不正取引と判断した取引に対し、お客さまへ連絡しておりますが、今後、不正取引と判断した取引のお客さまIDについて、迅速に取引停止処置を実施し、被害を最小限に留める対応をすることになりました。

1. 開始日

平成30年10月 9日（火）

2. 実施内容

不正取引を検知した場合、取引内容を分析し、不正取引と判断した場合、迅速に対象のお客さまIDの取引停止処置を実施後、お客さまにご連絡いたします。



【本件に関するお問い合わせ先】

三島信用金庫 事務サポート課
フリーダイヤル 0120-340-030
受付時間（平日） 9:00～17:00

不正取引検知サービスに関するQ&A

Q 1. どんな時に検知されますか？

A 1. 普段とは違った場所でログインしている場合や、ログイン後の操作手順が犯罪者特有のケースと類似している場合等は、怪しいと検知されます。

※検知されても分析の結果、不正と判断されなければIDの取引停止処置は実施されません。

Q 2. 不正取引の判定をした場合、不正送金前に必ずIDの取引停止が可能ですか？

A 2. 検知タイミングにより、不正送金前にIDの取引停止を実施した実績はありますが、多くの場合、不正取引後に停止しています。また、犯罪者は、残高がなくなるまで不正送金を続けることから、不正送金後の停止であっても、複数回の不正送金を防止することができますので、お客さまの被害を拡大させないことが可能です。

Q 3. ワンタイムパスワードや電子証明書等は必要ですか？

A 3. 犯罪手口の巧妙化等により、すべての不正取引を検知することは困難なため、引き続き、不正な振込を未然に防止するため、R a p p o r tやワンタイムパスワード、電子証明書等や任意のセキュリティソフトでセキュリティレベルを上げていただくことをおすすめします。